

川崎市自治推進委員会報告書

【第4期】

平成26年3月

川崎市自治推進委員会

はじめに

第4期の川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例に基づく取組の総合的な評価をテーマに、平成24年12月から調査審議を重ねてきました。まさにこれまでの自治推進委員会の調査審議の総まとめのような幅広い審議内容です。

第3期委員会と同様、谷本有美子副委員長に助けをいただきながら、川崎市の市民活動文化を代表するお一人といってもよい小倉敬子委員をはじめ、それぞれ地域に密着して活動を実践しておられる委員の方々のご意見に耳を傾け、会議を進行しながら勉強させていただいていました。

審議した項目を振り返ってみると、事業者（これには、企業だけではなく、市役所や大学も含まれます。）の社会的責任、情報共有、参加、協働、コミュニティ、区民会議、そして評価制度と、どれをとっても市民と市役所にとって大事なもののばかりで、それぞれの委員の、地域の目線に立ったご発言が思い起こされます。まさに自治基本条例の内容を総ざらいしました。

第3期委員会の報告書でも記しましたが、川崎市の行政スタイルは理念的なものを大事にするという立派な特徴があると思います。このところ仕事の関係で「子どもの権利条約」のことを少しだけ調べる機会がありましたが、平成6年に批准されたこの条約の理念にいち早く共鳴して子どもの権利条例を最初に制定したのも川崎市でした。そして、自治推進委員会での審議を通して、こうした理念を大事にする精神を地域の現場で受け止めて地道に活動されている多くの川崎市民がおられることを実感することができました。

この第4期の審議に毎回ご参加いただいた阿部前市長はこのほど退任され、新たに就任された福田市長の下で、この川崎市の市民文化がどのような展開を見せるのか、引き続き期待を持って見守っていきたいと思います。

平成26年3月

川崎市自治推進委員会委員長 名和田 是彦

目 次

はじめに

第1章 川崎市自治推進委員会

- 1 川崎市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 川崎市自治推進委員会の設置目的等・・・・・・・・・・・・4
- 3 第4期自治推進委員会の調査審議事項・・・・・・・・・・・・4

第2章 自治基本条例に基づく取組状況等

自治基本条例

- 第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等・・・・・・・・10
 - 第1節 市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 第2節 議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - 第3節 市長等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 第1款 市長等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 第2款 行政運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 第3款 区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等・・・・・・・・30
 - 第1節 情報共有による自治運営・・・・・・・・・・・・・・30
 - 第2節 参加及び協働による自治運営・・・・・・・・・・・・34
 - 第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議・・41
- 第4章 国や他の自治体との関係・・・・・・・・・・・・・・42

第3章 自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について

- 1 参加に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 2 協働に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
- 3 コミュニティに関する取組・・・・・・・・・・・・・・47
- 4 区民会議に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 5 情報共有に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

資料編

川崎市自治推進委員会設置要綱	53
第4期川崎市自治推進委員会委員名簿	54
第4期川崎市自治推進委員会の開催状況と審議経過	55
川崎市自治基本条例	56
川崎市区民会議条例	60
川崎市区民会議条例施行規則	61
川崎市パブリックコメント手続条例	62
川崎市住民投票条例	65
川崎市住民投票条例施行規則	70
第4期川崎市自治推進委員会ニュースレターVol.1～5	74
平成24年度第2回かわさき市民アンケート(抜粋) 「5 川崎市自治基本条例について」	84

第 1 章 川崎市自治推進委員会

1 川崎市自治基本条例

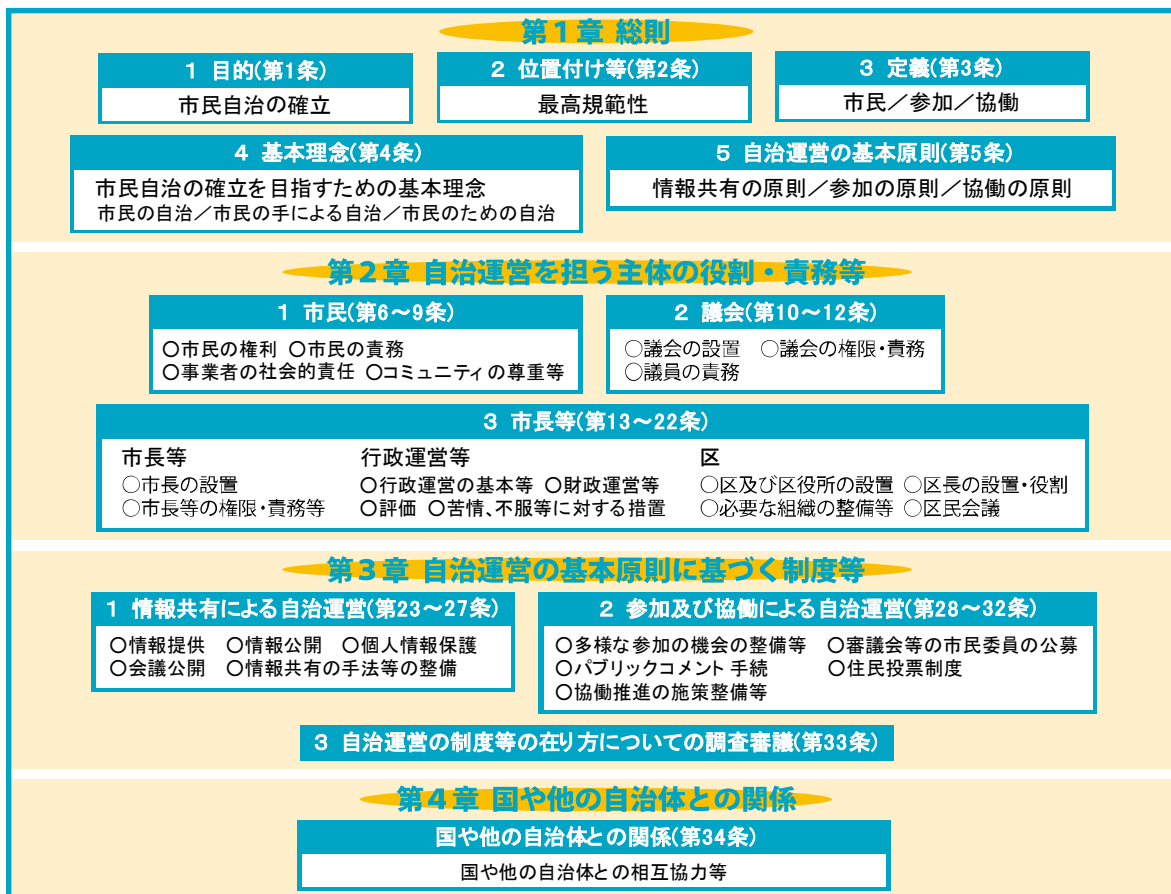
川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）は、「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指し、暮らしやすい地域社会を実現するために、川崎市における自治の基本を定めるルールとして、政令指定都市としては初めて平成16年12月に制定され、翌年4月に施行された。

この条例は、市民自治を確立することを目的として、市政運営に市民が主体的に関わることなどを原則とする市民自治の基本理念、川崎市の自治の基本を定める最高規範としての位置付け、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則、自治運営の基本原則に基づく制度構築等について規定している。

川崎市ではこれまで、自治基本条例に規定された参加及び協働による自治運営のための仕組みとして、パブリックコメント手続条例の制定や協働型事業のルールの策定、住民投票制度の創設などを行ってきた。

また、参加と協働の拠点としての区のあり方や区民会議の設置などの規定に基づき、区役所の組織及び機能の整備、区民会議の設置・運営、区役所が自主的に企画立案した事業等を実施する地域課題対応事業の創設など、区行政改革が進められてきた。

【自治基本条例の構成】



※自治基本条例の条文及び条文の解説（逐条説明書）は、市ホームページに掲載している。
<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000003199.html>

2 川崎市自治推進委員会の設置目的等

川崎市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）は、自治基本条例第33条に規定する自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置され、次に掲げる事項を所掌事務としている。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関すること。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関すること。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関すること。

【自治基本条例抜粋】

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

3 第4期自治推進委員会の調査審議事項

第4期自治推進委員会では、次の事項について調査審議を行った。

(1) 自治運営に関する制度等の運営状況について

自治基本条例の規定に基づく本市の制度・仕組みの運営状況について庁内調査を通じて一般的に把握し、調査審議を行った。

(2) これまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について

第1期から第3期までの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について、主に「参加・協働」、「情報共有」、「区民会議」等の個別事項を掘り下げて調査審議を行った。

(3) 条例に基づく取組の総合的な評価について

上記(1)自治運営に関する制度等の運営状況、及び(2)これまでの委員会報告を踏まえた取組の実施状況の確認や、他自治体における運用状況等の調査を通じ、制定から10年を迎える自治基本条例の規定に基づく取組の総合的な評価に関する調査審議を行った。

第2章 自治基本条例に基づく取組状況等

第4期自治推進委員会で調査審議を行った自治運営に関する制度等の運営状況及びこれまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について、その審議内容を取りまとめています。

具体的には、自治基本条例第1条から第34条までの各規定及びその説明を確認した上で、自治基本条例に基づく各種制度・仕組みやその運営状況について確認し、また、具体的な取組がある場合には、その取組内容について調査審議した内容を記載しています。

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

説明

- ・市民が「地域社会の課題を自ら解決」することを基本に、その総意によって団体としての自治体を設立し、市民の代表（市長、議会）を置き、自治を営んでいることを自治の基本として確認する。
- ・市民自治の確立を目的とする。

〔第1条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●自治基本条例の周知

- ・パンフレット、DVD、携帯電話用ホームページ（モバイル川崎）、庁内ディスプレイ等を活用した周知
- ・市民アンケートの実施（平成21年、24年）

●自治の担い手につながるきっかけづくり

- ・「かわさき自治推進フォーラム」など各種イベントや出前講座等の開催

●子どもの自治意識を育む環境整備

- ・「WEB自治基本条例」キッズページの運用（平成21年度～）
- ・小学生向け副読本を活用した学習支援（平成21年度～）

《市民による自治基本条例の認知度

（平成24年度第2回かわさき市民アンケートによる調査結果）》

- 平成24年度における自治基本条例の認知度(※)は21.1%で、平成21年度(15.2%)と比較して約6ポイント上昇している。

※認知度は、いずれの年度も、かわさき市民アンケートにおける調査結果。数値には、「名称は聞いたことがある（知っている）」と回答した人を含む。

第2条 位置付け等

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

説明

- ・自治基本条例は、市の自治の基本を定めるものであり、自治運営に関する他の条例等は、市における自治の最高規範としての基本条例の内容と整合を図るべきである。
- ・市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、自治基本条例の定めるところに従い、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を明らかにしたもの

第3条 定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

説明

- ・「市民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、在勤、在学、在活動など、様々な活動を行っている個人や団体をいう。地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくため、「住民」だけではなく、地域社会の幅広い人々が力を合わせていくことが必要との認識に基づき、市民の範囲を広げて定義している。
- ・「参加」とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、「主体的に市民が動く」といういわゆる「参画」を包摂する概念として、市政に関わり、行動することをいう。
- ・「協働」とは、市民と市とが、暮らしやすい地域社会のための目的や課題を共有し、それぞれの役割と責任のもとで互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいう。

第4条 基本理念

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

説明

- ・「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしている。

第5条 自治運営の基本原則

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

説明

- ・市民、議会、市長等が共に担っていく川崎市の自治運営の基本原則を定めている。
- ・「情報共有の原則」とは、市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則。行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、この適切な発信と管理を市民から委ねられているとの認識のもとでの運用が必要
- ・「参加の原則」とは、市民の参加の下で市政を進めていくこと。市民は市政の各過程に参加する権利を有するので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要。市民は、参加に際し「自らの発言と行動に責任を持つ」という市民の責務を踏まえ、市政に主体的に関わることが必要
- ・「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を發揮しながら課題解決にあたった方が、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則
- ・参加と協働は、市民の自発的な発意と自由な意思に基づくもので、参加又は協働しない市民に対して参加しなかったこと等をもって特別な不利益を与えないよう、市は配慮することが必要

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

第6条 市民の権利

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

説明

- ・自治運営において、市民に保障されるべき権利を定めている。
- ・ここで規定されている権利は、自治基本条例で規定する自治運営の基本原則に基づく制度等によってその仕組みや考え方が示され、実体規定を有する別個の条例や手続などによって保障されていくもの

第7条 市民の責務

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

説明

- ・自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務を、4つ掲げている。
- ・(1)は特に第6条の4つの権利の前提となる包括的な権利を享受して自治を担うため、(2)は参加や協働に際してより効果を発揮するため、(3)は市民の権利が保障される市民都市・川崎の方向性を明確なものとするため、(4)は市民の権利が保障される市政の運営が実現されるためのもの

第8条 事業者の社会的責任

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

説明

- ・市内で活動する事業者は、市民としての責務を担うほか、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務がある。
- ・一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者の立場で行動する場合には適用される。

〔第8条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●多様な主体の参加と協働の推進

- ・事業者との地域活性化に向けた連携協定
- ・大学連携事業
- ・企業市民交流事業（川崎区）

●国連グローバル・コンパクトへの参加（平成17年度）とかわさきコンパクト事業の実施

- ・ビジネス・コンパクトの登録（平成18年度～）
- ・市民コンパクトの登録（平成20年度～）

<ビジネス・コンパクト、市民コンパクト登録件数（累計）>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ビジネス・コンパクト、市民コンパクト登録件数（累計）	—	—	8	21	33	34	36	37

●総合評価一般競争入札制度の試行実施（平成19年度～）及び本格実施（平成22年度～）

<総合評価一般競争入札実施件数>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総合評価一般競争入札実施件数	—	—	7	21	31	14	32	58

●契約条例の一部を改正する条例施行（いわゆる「公契約」の規定）（平成23年度）

《自治推進委員会で取り上げた第8条に関する主な具体的取組事例》

●「かわさきコンパクト」の取組

- ・「国連グローバル・コンパクト」は、企業・組織が人権、労働、環境、腐敗防止の4分野に関する10の宣言を支持し、実践することを促す国連の取組である。

- ・川崎市は、平成17年度に国連グローバル・コンパクトに国内の自治体として初めて参加したことをきっかけとして、この国連グローバル・コンパクトの理念を市内に展開していくために、川崎オリジナルの「かわさきコンパクト」を策定し、提唱している。
- ・かわさきコンパクトは、企業・組織向けの「ビジネス・コンパクトの9原則」と市民向けの「市民コンパクトの3つの宣言」からなり、市内で事業や活動を行う企業や市民が世界的に共有されている価値に基づく取組を実践し、地域課題の解決や市民の福祉向上につなげていくことを目指している。

●川崎市と事業者の連携による主な取組（企業との地域活性化に向けた連携協定）

- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン（平成21年9月）
- ・川崎読売会、株式会社読売新聞東京本社販売局（平成24年4月）
- ・東京新聞川崎東京会、株式会社中日新聞社東京本社販売局（平成24年7月）
- ・日本郵便株式会社川崎港郵便局、日本郵便株式会社川崎大師郵便局（平成25年3月）
- ・イオン株式会社（平成25年7月）
- ・大和ハウス工業株式会社（平成25年7月）
- ・富士通株式会社（平成26年2月）

●川崎市と大学との連携・協力に関する基本協定書の締結

- ・明治大学（平成19年12月）…理工学分野・農学分野等での地域産業との連携
- ・専修大学（平成20年10月）…社会科学分野での地域産業や地域コミュニティとの連携
- ・慶應義塾大学（平成21年11月）…先端技術分野での地域産業との連携・市民との交流
- ・日本女子大学（平成23年7月）…教育分野や地域コミュニティとの連携

<区役所と大学の連携>

- ・「多摩区・3大学連携協議会」による取組（平成17年12月設立、専修大学、明治大学、日本女子大学）
知的資源・人材の活用のため協定を締結。地域課題解決に向け、地域と連携した活動を展開
- ・「麻生区・6大学公学協働ネットワークに関する協定書」による取組（平成24年10月締結、昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学、日本映画大学、明治大学、和光大学）
大学・行政のネットワークを構築し、芸術・環境・教育等の分野で、公学連携による活動を展開

《第8条に関する審議の概略》

まず、川崎市役所の事業者としての社会的責任の実践事例となる「国連グローバル・コンパクト」への参加及び川崎市契約条例の改正（いわゆる「公契約」の規定）に関する実施状況と、市役所の事業者としての社会的責任に関する市職員の意識などについて意見交換を行い、画期的な取組に対する評価と、その一方で担当職員以外に意識を浸透することの難しさなどについて意見が出された。

また、事業者のCSRに向けた具体的な取組として、大学の地域貢献の取組、事業者の防災に対する地域との連携についてそれぞれ状況確認と意見交換を行い、委員会で取り上げた取組事例以外にも、教育機関と地域との連携の実例として、専門学校や高校と地域の取組についての紹介があった。また、防災分野において、東日本大震災の発生を受け事業者と川崎市で締結する協定も増加しており、その内容についても確認した。

第9条 コミュニティの尊重等

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

説明

- ・自治推進のための環境づくり、施設等の開放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要がある。

〔第9条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●町内会・自治会への支援

- ・補助・助成金、奨励金等の支給（例：町内会・自治会会館建設資金補助金、防犯灯設置補助金、自主防災組織活動助成金、資源集団回収事業登録団体奨励金など）
- ・「町内会・自治会ハンドブック」発行（平成22年度）

●市民活動団体への支援

- ・市民活動支援指針の策定（平成13年度）
- ・市民活動推進委員会の運営（平成14～23年度）
- ・かわさき市民公益活動助成金制度（平成16年度～）

●NPO法人に係る条例指定制度の導入（平成24年度）

- …個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度

●都市型コミュニティの推進（地域コミュニティ施策の推進）

- …地域コミュニティ活性化に向けて、課題やその解決方法、町内会・自治会と市民活動団体の連携の仕組みをいかに構築するかなどについて検討し、モデル事業を実施した。
- ・「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」の策定（平成22年度）
- ・地域コミュニティ活性化連携モデル事業の実施（平成23、24年度）

●宮前区地域人材育成指針の策定（平成23年度）

●多摩区地域人材育成基本方針の策定（平成25年度）

《自治推進委員会で取り上げた第9条に関する主な具体的取組事例》

●町内会・自治会に関する取組

- 町内会・自治会活動の活性化に向けた取組
 - ・町内会・自治会活動啓発ポスター・チラシ作成、転入者への町内会・自治会パンフレット配布、市ホームページ、市政だより等による広報
 - ・自治功労者や町内会・自治会長永年勤続功労者等の表彰制度

○川崎市全町内会連合会による取組

- ・住民自治組織の活動助成、区町内会連合会・市等との連絡調整、活動事例の調査研究、町内会・自治会パンフレット作成 など

○（公財）川崎市市民自治財団による取組

- ・町内会・自治会会館等の寄付受入と貸付
- ・市民自治活動振興のための研修会の開催、川崎市総合自治会館の管理運営 など

〈町内会・自治会の状況（各年度4月1日現在）〉

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
町内会・自治会数	639	642	643	645	647	648	645	649
加入世帯数	416,509	420,890	426,437	432,891	434,828	437,859	438,404	441,416
町内会・自治会の加入率	70.5%	70.1%	69.2%	68.3%	67.1%	66.7%	66.0%	66.0%

●市民活動団体に関する取組

○市民活動支援指針

…「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月策定）に位置付けられた「川崎市市民活動推進委員会」が、指針に基づく事業の推進や市民活動の具体的な支援の実施を目的として、平成14年1月から、5期10年間活動を行ってきた。それに対し、市は、4つの活動資源の柱（活動の場、資金の確保、人材育成、情報の共有化）を中心とした支援を行ってきた。

- ・中間支援組織を通じた、人材育成、助成金、交流の場・情報窓口の提供等を実施

○NPO法人の現状（平成26年1月末現在）

- ・NPO法人認証数 332団体（※1）
- ・認定NPO法人数 3団体、仮認定NPO法人数 1団体（※1）
- ・条例指定NPO法人数 5団体（※2）

※1 市内にのみ事務所を所有している団体

※2 市内で一定の公益的活動を行っている団体

●その他地域で活動する団体・地域における取組など

○地区社会福祉協議会（市内に40団体）

- ・地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が担い手となり、互いに「支えあうこと」を目的に活動する任意団体

○地域教育会議（中学校区全51か所と行政区7か所）

- ・学校・家庭・地域社会の連携により、区内の子育てや生涯学習のネットワークづくり、教育への市民参加システムづくり、行政区での教育力の向上を目指して活動

○大型集合住宅住民組織支援事業（中原区、平成22年度～）

- ・小杉駅周辺の大型集合住宅における地域課題の解決に向けた新たな地域コミュニティづくり

○事業者団体による地域と連携した取組の事例

- ・「日吉まつり」を中心としたエコ啓発活動（日吉商店街連合会）

…毎年開催される日吉まつりに関して市内各団体と協働でエコ活動、省エネ活動を実践、啓蒙

- ・中小企業による子ども向け講座の取組（等々力工業会有志）

…中原区子ども支援ネットワーク（中原区役所地域課題対応事業）の活動の一環として開催

《第9条に関する審議の概略》

川崎市における町内会・自治会と市民活動団体の連携による地域活性化の具体的な取組事例として、平成23年度・24年度に行われた「地域コミュニティ活性化連携モデル事業」の実施概要とその後の経過について確認を行った。当事者間ではその後の交流が生まれるなどの効果があったが、成功体験などを市内の町内会・自治会や市民活動団体に知ってもらうための仕掛けが難しいとの意見が出された。これに対し、地域の情報を有している区役所が中心となってこうした取組に対し、臨機応変に予算計上を行い、継続的に仕掛けていってはどうかとの意見があった。

今後の方向性として、コミュニティ意識の醸成には若い世代を巻き込んだ活動が必要であること、また、コミュニティ内で多様な活動をつなげるためのコーディネーターの役割が重要であること、さらにその役割を担うことができる人材の育成が重要であることについて意見が出された。特に活動同士をつなげるコーディネーターとなり得る主体として、(公財)川崎市市民自治財団や(公財)かわさき市民活動センターなど、町内会・自治会や市民活動へ中間的な支援を行っている組織が役割を果たすことを期待する意見が出されたほか、区役所のコーディネーターとしての役割も重要であるとの指摘がなされた。

また、コミュニティの課題を話し合う場として、区より小さな区域の設定が必要との意見や、小学校や中学校などが地域で果たす役割について議論が必要であるとの意見も出されたほか、地域教育会議の活用に関して意見交換を行った。

第2節 議会

第10条 議会の設置

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

説明

- ・自治の基本理念として、市民の総意によって自治体を設立し、そこに自らの代表を送ることを定めたので、川崎市の自治を担う、市民から選挙によって選ばれた議員で構成される議会について設置することを明記

第11条 議会の権限及び責務

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

説明

- ・権限の行使にあたっては、市民の意思を適切に反映することができるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について、信託している市民に開かれたものとして、市民との情報の共有化を図ることによって開かれた議会を確立する必要がある。

第12条 議員の責務

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会在前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

説明

- ・議員は、第11条の議会の権限が適切に行使されるよう地域における活動を通じて地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断により、議会の機能が十分に発揮できるようにする責務を負う。
- ・議員は、議員活動を通じ、開かれた議会とするために寄与する責務を負う。

〔第10条～第12条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●議会運営に関連する条例等

- ・川崎市議会基本条例の制定（議員提案、平成21年度）
- ・常任委員会配布資料の傍聴者への配布（平成22年度～）
- ・議会運営検討協議会の設置（平成23年度～）

●委員会・議員からの条例提案の取組

- ・川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例の制定（委員会提案、平成22年度）
- ・川崎市子どもを虐待から守る条例の制定（議員提案、平成24年度）
- ・川崎市自殺対策の推進に関する条例の制定（委員会提案、平成25年度）

●広報

- ・「議会かわさき」のリニューアル、コンビニでの配布（平成23年度～）
- ・市議会広報用DVD「市議会のしくみ」の制作・公開、「市議会キッズページ」や「主な施策に対する審議内容の紹介」の公開、常任委員会配布資料及び請願・陳情文の市議会ホームページへの掲載（平成24年度～）

●その他

- ・区民会議参与としての区民会議への参加（平成18年度～）

《第12条に関する審議の概略》

委員会では、議員や委員会提案条例の制定過程において、市民や関係者と十分な意見交換・情報交換を行ってほしいとの意見や、市民が積極的に議会へ呼びかけ、議会と一緒に考えていける場づくりが必要であるなどの意見があった。また、指定都市という制度においては、議会の積極的な取組が区レベルに届きにくいのではないかといった意見も出された。

第3節 市長等

第1款 市長等

第13条 市長の設置

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

説明

- ・自治の基本理念に基づき、市民から直接選ばれ、市民の信託に基づく市政を運営する市の代表としての重要な機関として条例に明記

第14条 市長等の権限、責務等

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

説明

- ・市民の信託に応え、市民の福祉の増進を図るために、市長は市政全体の総合的な調整その他の権限を行使する。
- ・執行機関は、それぞれが自らの判断と責任の下で事務を執行しなければならない。また、相互が連携し、一体としてより有効にその機能を発揮しなければならない。
- ・職員は、市民とともに自治を運営していくとの意識を持ち、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

〔第14条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●川崎市人材育成基本計画及び局別人材育成計画の策定、それらに基づく市職員の人材育成の推進

- ・第3次計画策定（平成24年3月）

<川崎市の「めざす職員像」>

- ・市民の視点で考え、市民のために、市民と共感しながら仕事をする職員
- ・環境の変化に的確かつ機動的に対応し、市や地域の課題の解決に向けて取り組む職員
- ・市政の方向をしっかりと理解した上で、職務に主体的に取り組みながら、職員としての自己実現を図る職員

●研修による市職員の人材育成

- ・新規採用職員研修やキャリアステージに対応した階層別研修、派遣研修、業務所管課研修等の実施

●人事評価制度の導入・本格運用の開始（平成 18 年度）

- ・新総合計画の進行管理と連携させて個人の業務目標を目標管理の手法により評価する「業績評価」と、発揮された能力や職務への取組姿勢・態度を評価する「能力評価」の2本立ての人事評価制度を実施

第2款 行政運営等

第15条 行政運営の基本等

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

説明

- ・市は、総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と相互に調整を図りながら計画的に施策を展開していくことが必要
- ・行政運営の各過程に共通して基本となる事項を定める。
- ・市の組織は社会化環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要がある。
- ・市が出資している法人で、監査権限を有したり、経営状況を公表すべき、出資比率が25%以上のものにあつては、社会経済情勢の変化に的確に対応する必要があるため、市民の財産から出資した法人への対応のあり方を規定

〔第15条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の策定（平成17年度、計画期間は概ね10年間）
 - ・第1期実行計画の策定（平成17年4月）
 - ・第2期実行計画の策定（平成20年3月）
 - ・第3期実行計画の策定（平成23年3月）
- 行財政改革プラン、改革プログラムの策定（平成14年度～）
 - ・第1次行財政改革プランの策定（平成14年9月）
 - ・第2次行財政改革プランの策定（平成17年3月）

- ・新行財政改革プラン（第3次改革プラン）の策定（平成20年3月）
- ・新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）の策定（平成23年3月）
- ・行財政運営に関するプログラムの策定（平成26年3月）

●出資法人改革の推進

- ・行財政改革プランに基づく出資法人改革の推進に向けた取組
- ・出資法人の経営改善指針の策定（平成16年度）及び改訂（平成23年度）
- ・「出資法人の現況」の発行

《第15条に関する審議の概略》

第2項第6号の規定について、条例の趣旨にのっとり川崎市が市民の公益を守る主体として法令解釈しており、非常に重要な規定であるとの意見が出された。

第16条 財務運営等

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

説明

- ・計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政の確立が必要
- ・財政運営の透明性の確保に努める。
- ・市有財産、教育財産、公営企業用資産の適正管理及び効率的運営が必要

〔第16条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●中期財政収支見通しの策定

- ・財政フレームの策定

●財政に関する情報の公表

- ・「財政のあらまし」の発行
- ・「財政読本」の発行
- ・「予算（案）について」の発行

●資産マネジメントの推進

- ・「川崎版PRE戦略かわさき資産マネジメントプラン（第1期取組期間の実施方針）」の策定（平成22年度）と、これに基づく取組の推進（平成23年度～平成25年度）
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」の策定（平成22年度）

- ・「第3次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」の策定（平成23年度）
- ・「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」の策定（平成25年度）
- ・「学校施設長期保全計画」の策定（平成25年度）
- ・「道路維持修繕計画」の策定（平成25年度）

《第16条に関する主な審議の概略》

主に財務関係の資料が市民に分かりやすいものとなっているかについて意見交換が行われた。近年、予算や決算などの財政に関する資料について、市民に分かりやすく説明する資料を作成・公表している自治体が多く、川崎市も分かりやすい資料を作成してはいるが、各区の地域課題対応事業の5,500万円の予算のほかに各局が区内で行う事業もあり、例えば、市の歳入歳出予算の（款）区役所費について、各区に実際に予算がどのくらい配分されているかがより分かりやすくなるように、区別の予算金額の内訳を区政概要等に掲載するなどの工夫を行ってはどうか等の意見が出された。

第17条 評価

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。
- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。
 - 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

説明

- ・評価は、自治の主体としての市民が市政に求める重要なもので、どのような成果があったのかを市民が理解できなければ市民が主体的に評価に参加することはできない。
- ・市民が実質的に行政を評価することができ、評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、施策等へ反映することが必要

〔第17条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 川崎再生ACT I O Nシステムの運用（平成17年度～）
 - ・事務事業総点検と施策評価を実施
- 政策評価委員会の設置・開催（平成17年度～、現在第5期）
- 施策評価制度等の仕組みについて（「川崎再生ACT I O Nシステム」）
 - ・事務事業総点検及び施策評価（川崎再生ACT I O Nシステム）は、川崎市の新総合計画の適正な進行管理、行財政改革プランに基づく行財政改革の着実な実行及び人事評価制度に係る組織目標の管理を図るとともに、その結果を公表することにより、公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たし、あわせて組織の活性化と職員の意識改革を目的としている。

●区における評価の取組

- ・各区では、地域課題対応事業の分野別事務事業について、川崎再生ACTIONシステムにより事務事業総点検を実施するほか、さらに個別の事業（小事業単位）についても、各区で定めた評価の様式を用いて個別に評価を実施し、事業の実施方法や内容の見直しを図っている。また、高津区では一部事業で外部評価を実施している。

《第17条に関する審議の概略》

まず、地域課題解決に向けた市民の参加、協働の推進という観点からは、市民自身がそうした活動の結果を知り、評価していく文化を育む必要があるため、分かりやすく、取り組みやすい評価の仕組みを構築すべきであるとの指摘や、行政が評価したシートを市民に見て分かりやすいシートへと工夫してはどうかなどの提案があった。次に、業務改善の視点から、どの段階でどのようなチェックを行い、その結果どのようなアクションにつながったのか明らかになるとよいとの意見があった。

また、区における評価の取組事例として、高津区で実施している地域課題対応事業の外部評価について意見交換を行い、このようなよい取組を他の区にも広げていってはどうかなどの意見が出された。

第18条 苦情、不服等に対する措置

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

説明

- ・市民の市政に対する苦情、不服等の救済の必要性と、真の救済のための簡易迅速な対応の必要性を規定
- ・市民の権利利益の保護は、市政に対する苦情などに限らず、いじめ、児童虐待、DV、個人情報の保護など第6条の柱書の規定において保障されるべき市民の権利に対する保護も必要であることを規定

〔第18条に基づく制度・仕組み・運営状況〕

●市民オンブズマン制度の取組

- ・川崎市市民オンブズマン条例の施行（平成2年度）
- ・市立中学校における市民オンブズマンによる学習会の実施
- ・区役所職員研修会における講演
- ・巡回市民オンブズマンの実施

＜年度別受付件数＞

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受付件数	120	117	105	138	99	110	201	98

●人権オンブズパーソン制度の取組

- ・川崎市人権オンブズパーソン条例の施行（平成14年度）

〈年度別受付件数〉

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受付件数	414	449	364	370	368	322	365	373

《第18条に関する審議の概略》

川崎市は市民オンブズマン制度及び人権オンブズパーソン制度に関する取組を先進的に行っているという評価があった。また、このような業務は、苦情や相談に対する措置が関係機関と連携し、つながっていることが重要であるとの意見があり、現在各区にこども支援室が設置され、平成25年度からは専門職が区役所の窓口で対応しているなど、児童相談所への連絡体制も整備され、川崎市の子ども施策が市民からも見えやすくなっているとの意見があった。

第3款 区

第19条 区及び区役所の設置

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

説明

- ・区・区役所は、これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能が必要とされている。
- ・地方自治法に定める区・区役所のあり方だけではない、市における位置付けを定めている。

第20条 区長の設置及び役割

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

説明

- ・課題を的確に把握し、参加及び協働により、迅速な解決に努める。
- ・便利で快適な行政サービスを、効率的、効果的、かつ総合的に提供するよう努める。
- ・市民活動を尊重した上で、その活動の支援に努める。

第21条 必要な組織の整備等

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

説明

- ・区及び区役所の設置目的を確実に達成させるためには、区長がその役割を的確に果たすことができるよう、組織体制の整備、区長の区の区域内及び市役所・区役所間の調整機能の強化、区予算の確立などを図り、市として一体的に取り組む必要がある。

〔第19条～第21条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 「区行政改革の実行計画書」に基づく取組
 - ・第3期計画書の策定（平成23年3月）
- 区役所におけるサービスの充実
 - ・第2・第4土曜日区役所窓口開設を実施（区民課・保険年金課）（平成19年度～）
 - ・4月第1土曜日（3月第5土曜日がある年は当該日）の区役所臨時窓口開設を実施（区民課・保険年金課）（平成21年度～）
 - ・各区区民課にフロア案内配置（平成23年度～）
 - ・区役所サービス向上指針（平成20年度策定、平成23年度改定）に基づく、サービス向上の取組の推進
- 市民活動支援拠点の整備・拡充
 - ・各区市民活動支援コーナーの設備・運営手法の充実
 - ・出張所への市民活動支援コーナーの整備、拡充
- 子ども関連担当の充実
 - ・各区に「こども総合支援担当」の新設（平成17年度）
 - ・こども総合支援担当を廃止し、「こども支援室」の設置（平成20年度）
- 危機管理体制の充実
 - ・各区に副区長の直轄組織として危機管理担当を設置（平成24年度）
- 区の自主事業、予算・機能強化の取組
 - ・（款）区役所費の創設（平成17年度）
 - ・魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額（平成18年度）
 - ・区役所が関係局と連携して地域の課題解決を図る「区の課題解決に向けた取組予算」の創設（平成18年度）
 - ・協働推進事業費と区の課題解決に向けた取組の予算を「地域課題対応事業費」として統合し、区長へ予算権限を付与（平成22年度）
- 区役所への業務移管
 - ・道路公園センターの設置（平成22年度）、市民館の管理運営業務・スポーツセンター等の管理運営業務の委任（平成22年度）、公設保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業の移管（平成23年度）、こども文化センター管理運営業務の移管（平成24年度）など

《第19条～第21条に関する審議の概略》

参加と協働の拠点である区における業務実施体制が強化されてきた中で、協働の取組や、市民提案事業の評価の取組など、より積極的な取組が行われるようになったという意見があった。

第22条 区民会議

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

説明

- ・地域の幅広い多様な意見を出し合っ区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的に区民会議を設置する。
- ・指定都市における区の特異性を補完する機能としての機関の位置付け
- ・区民会議の構成員は、地域の幅広い、多様な意見によって区の課題を把握する必要から、地域の代表、活動分野別の代表、区民からの公募などが必要
- ・区における課題は、その区のみに関係するものばかりでなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えられ、審議結果は「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映させる必要がある。

〔第22条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 区民会議の設置（平成18年4月川崎市区民会議条例施行、現在第4期）
- 区民会議の取組・審議結果の広報等
 - ・市政だより、市・区ホームページ、区民会議だより（ニュース）、地域ポータルサイトなどによる、区の地域特性にあった手法による審議内容、取組状況の広報
 - ・区民会議パンフレットの作成・配布、PR動画による広報
- より開かれた区民会議の推進
 - ・フォーラム、報告会等の開催、区民アンケートの実施、市民アンケートを活用した区民会議の認知状況等の調査など
- 区民会議委員同士の交流の場の設定（区民会議交流会の開催）

《市民による区民会議の認知度》

- 平成23年度第2回かわさき市民アンケート調査結果における区民会議の認知度（※）は19.4%と、2割を下回っており、認知度向上が課題である。
- ※数値には、「あることは知っている」と回答した人を含む。

《自治推進委員会で取り上げた第22条に関する主な具体的取組事例》

●各区の区民会議の広報・認知度向上に向けた取組

- ・区ホームページでの広報
- ・定期的な区民会議だより（ニュース）の発行
- ・報告書の作成・発行
- ・区民会議フォーラム等の開催
- ・市政だよりの区版紙面を活用した広報
- ・広報特別号の発行
- ・タウン紙や地域メディアの活用
- ・区民会議委員共通名刺の作成・活用（川崎区、幸区、宮前区）

●区民会議提案による地域課題対応事業の例

- ・川崎区エコプロジェクト事業（川崎区）
- ・地域の魅力発信事業（幸区）
- ・子育てふれあいカフェ事業（中原区）
- ・「エコシティたかつ」推進事業（高津区）
- ・みやまえカルタ制作事業（宮前区）
- ・多摩区こどもの外遊び事業（多摩区）
- ・エコのまち麻生推進事業（麻生区）

●「情報共有」の場としての区民会議の活用

- ・区内や他の区における取組事例等の共有
- ・平成24年度区民会議交流会報告や地域課題対応事業の事業評価結果を、区民会議へフィードバックするなど情報共有を図っている（中原区、宮前区など）。

＜第4期区民会議の運用状況（平成24年度7区合計）＞

開催実績（部会含む）	委員の人数	男女の構成	平均年齢	公募委員の比率
104回	140人	男性94人：女性46人 （女性の割合32.9%）	64.2歳	19.3% （140人中27人）

＜第4期区民会議における調査審議テーマ＞

区名	部会等	審議テーマ	区名	部会等	審議テーマ
川崎区	みんなのまちづくり部会	地域で身近な防災力（歴史、環境から学ぶ）	高津区	第1節企画運営会議	地域防災
		コミュニティバス導入の促進（観光と福祉の向上）		第2節企画運営会議	自転車の安全運転
	すこやか・共に生きる部会	地域における健康の推進 子どもを地域で支える、子どもの生きる力 外国人市民も住みやすいまちづくり	宮前区	環境を活かした人づくり部会	身近な環境を活かして人を育てる
幸区	暮らしの安全部会	地域防災力の向上	心育てる地域と世代部会	地域間・世代間の交流を深める	
		自転車ルールの遵守の推進	多摩区	自然災害部会	いざという時に助け合えるしくみづくり
中原区	課題調査部会	地域の見守り体制づくり	コミュニティ部会	顔の見える地域に根ざした「絆」を構築する	
		絆を深めて支え合う防災体制づくり	安全・安心のまちづくり部会	大地震から助かる命を守る	
		子育て家庭と地域をつなぐ人と場づくり	麻生区	若者が住みたくなる魅力あるまちづくり部会	子育てしやすい環境づくり 芸術・文化のまちづくり
		中原区の魅力の効果的な発信と魅力を活用した地域住民交流			

<参考：第30次地方制度調査会>**「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」****(平成25年6月25日)**

- ・第30次地方制度調査会では、現行の大都市等に係る制度の見直しとして、「指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。」との答申がなされた。
- ・川崎市では、指定都市として7つの行政区を設置し、区役所の機能強化を図るとともに、区民会議をはじめとする区レベルでの市民の参加と協働の仕組みを導入することで、「都市内分権」を推進してきた。

《第22条に関する審議の概略》

まず、認知度について、区民会議の具体的な役割や成果が区民に知られていないと思われるため、認知度を向上させていくには、区民会議の取組についてタウン紙などの地域メディアを活用したり、区ホームページで見た目にも探しやすく掲載するなど、継続した情報発信の取組が重要であるとの意見があった。

次に、実効性の確保について、団体推薦委員が区民会議での調査審議内容を出身団体へフィードバックできるような仕組みの検討が必要との意見や、委員任期を現行の2年より長くして区民会議での取組を確認できるようにしてはどうかとの意見、区民会議交流会を各区の取組内容を共有化する場としてはどうかとの意見などが出された。

さらに、委員の確保について、委員構成や任期の見直しを行ったり、区民会議OBを活用したりするなどして、区民会議に継続的に関わる人材を増やしていくことが必要との意見があった。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

第23条 情報提供

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

説明

- ・ 情報提供制度は、情報公開制度と車の両輪として市民との情報共有を目指すための重要な制度
- ・ 情報提供に当たっては、市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮し、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要がある。

【第23条に関する制度・仕組み・運営状況】

- 市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報
- インターネット、メールマガジン等による広報
- 記者会見、報道への資料提供等を通じた情報提供
- かわさき情報プラザ、各区の市政資料コーナー等における情報提供
- 要綱等の公表（インターネット及び区役所等で閲覧）（平成19年～）
- 総合コンタクトセンターの設置・運営、機能充実
 - ・ 市政に関する問い合わせ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の試行実施（平成17年度）及び本格実施（平成18年度～）
 - ・ 総合コンタクトセンターの運用（「サンキューコールかわさき」と本庁及び区の総合案内電話の統合実施）（平成18年度～）

<サンキューコールの対応実績>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
問い合わせ件数	3,154	17,914	25,934	33,591	39,310	39,457	39,823	39,721
一次回答率(※1)	83.0%	89.5%	92.5%	94.3%	94.5%	93.8%	91.6%	95.9%
電話対応満足度(※2)	4.75	4.88	4.76	4.80	4.87	4.85	4.85	4.85

※1 サンキューコールかわさきへお問い合わせ、御意見、御相談をいただいたときに、サンキューコールかわさきで回答する割合

※2 利用者による満足度評価（各年度2～3回実施）の結果の平均点。5点満点。

第24条 情報公開

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

説明

- ・市民の基本的人権としての知る権利の保障を図っている。

〔第24条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●川崎市情報公開条例の施行（平成13年度。当初条例は昭和59年度）

- ・電子申請による請求手続を導入（平成18年度）

＜公文書開示の状況＞

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公文書開示請求件数	1,013	1,062	867	947	1,035	1,635	4,733	4,940

第25条 個人情報保護

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

説明

- ・高度情報化社会の中で、市民の情報へのアクセス度合いを高めればそれだけ情報流出の危険性が生じるため、より十分なセキュリティ対策を講じる必要がある。

〔第25条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●川崎市個人情報保護条例の施行（昭和60年度）

- ・電子申請による請求手続を導入（平成18年度）

＜保有個人情報開示等の状況＞

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保有個人情報開示等請求件数	132	163	209	168	232	179	174	269

第26条 会議公開

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

説明

- ・会議を公開することにより透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、市民の知る権利の確保に資するとともに開かれた市政の実現を一層推進するために会議の公開制度を実施

〔第26条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の施行（平成11年度）

- ・審議会等の「会議開催のお知らせ」をかわさき情報プラザ・公文書館に常備、併せて市ホームページに掲載

＜審議会等の会議公開の状況＞

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象となる審議会等の数	267	275	246	245	256	274	262	261
傍聴人の数	707	1,086	661	804	676	619	609	707

第27条 情報共有の手法等の整備

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

説明

- ・単なる制度面だけでなく、広報・広聴・シティセールス活動など行政の諸活動や、市民の参加や協働の面から、IT社会への対応など共有の実効性をより高めるための創意工夫がこれからは重要であり、手法等の整備が必要

〔第27条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●ITを活用した参加と協働の仕組みづくり

- ・地域ポータルサイト（みやまえぼーたろう）の開始（宮前区）（平成18年度～）
- ・民間地域ポータルサイト（全市版）（まいぶれ川崎、川崎タウン、BizLoopかわさき、カワサキオンライン）の活用（平成19年度～）

●市ホームページリニューアルの取組

- ・市ホームページのアクセシビリティ等に配慮したリニューアルの実施（平成24年度）

●ソーシャルメディアを利用した情報発信

- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの作成（平成24年度）
- ・フェイスブック、ツイッターなどを活用した情報発信

●ターゲットを見据えた複合的な情報発信・メディアと連携した情報発信

- ・民間の情報誌、フリーペーパーなどの広報媒体を複合的に活用した戦略的な情報発信
- ・モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供
- ・なかはらメディアネットワークの発足（中原区）（平成25年度）
 - …テレビ・ラジオ・WEB・新聞・季刊誌などの地域メディアが連携して、区内のあらゆる情報を発掘・発信することにより地域交流の促進や区のイメージアップを目指す。
- ・ケーブルテレビのデータ放送を活用した情報発信（川崎区・幸区）（平成25年度）

●市政だよりのコンビニエンスストアでの配布（平成23年度～）

《自治推進委員会で取り上げた第23条～第27条に関する主な具体的取組事例》

●区民目線の情報提供

- ・市政だより区版特別号の発行（麻生区）（平成25年度）
- ・転入者向け情報誌「ぐるっとみやまえ」の発行（宮前区）（平成24年度）

《第23条～第27条に関する審議の概略》

情報共有の役割として、生活の利便性を高めるという側面と、参加の前提としての制度という側面の両面があることを改めて認識することが必要であるという問題提起があり、若い世代の人たちがまちづくりに参加するきっかけとなるような市の情報を上手く伝えていく仕組みの重要性について意見交換を行った。

また、情報共有に関する区独自の取組として、区民目線での情報提供の取組についての紹介があった。

第2節 参加及び協働による自治運営

第28条 多様な参加の機会の整備等

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

説明

- ・市民が自治を進めるためには、参加の機会が保障されなければならない。
- ・多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて確実に市民に保障されるような整備、体系化を図る。

〔第28条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●多様な参加の機会の整備

- ・市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティング・説明会等の実施
- ・外国人市民代表者会議
…外国人市民とともに生きる地域社会づくりのパートナーと位置付け、川崎市外国人市民代表者会議条例で設置（平成8年度）
- ・川崎市子ども会議
…子どもが、自分たちの手で子どもの権利や川崎のまちづくりなどについて活動を進めていくもので、川崎市子どもの権利に関する条例に基づき設置（平成14年度）

●審議会等への女性の参加促進

<審議会等における女性委員の人数>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
審議会等における女性委員の人数※ ()は審議会等の委員総数に占める割合(%)	804 (27.8)	769 (27.0)	858 (27.9)	857 (27.9)	895 (28.9)	925 (29.0)	963 (29.7)	992 (30.2)

※審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2013（平成25）年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標としている（川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第3条）。

●市民生活に密接に関わる計画等における市民参加

- ・パブリックコメント手続の運用
- ・アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査
- ・地域における参加の促進（出前説明会、ワークショップ等）

第29条 審議会等の市民委員の公募

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

説明

- ・市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で、審議会等の委員に市民委員を含むものとし、選考に当たっては一般の公募を原則とする。

〔第29条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 附属機関等の設置等に関する要綱施行（平成9年度）
- 附属機関等の委員公募実施指針施行（平成9年度）
 - ・審議会等の市民委員の公募

＜公募委員を含む審議会等の件数＞

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公募委員を含む審議会等の件数	44	51	62	73	75	69	70	70
※（ ）は審議会等の総数に占める割合(%)	(18.7)	(21.4)	(29.5)	(31.3)	(30.9)	(24.3)	(27.9)	(26.0)

第30条 パブリックコメント手続

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

説明

- ・これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たさせるためには、明文化の制度が必要
- ・市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表する。

〔第30条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 川崎市パブリックコメント手続条例の施行（平成19年度）
 - ・パブリックコメント手続制度の周知・広報（市政だよりへの掲載、職員向け研修会の実施、チラシ・ポスターの配布など）

- ・運用についての庁内検討会の開催及び検討結果の手引きへの反映
- ・市のホームページへの掲載及び情報プラザ等への意見募集資料の備え置き

＜参考：平成24年度のパブリックコメント手続の実施案件数＞

	パブリックコメント 手続件数	意見件数
行政計画	20	974
条例等	29	721
計	49	1,695

第31条 住民投票制度

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

説明

- ・市は、住民（本市の区域内に住所を有する人）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- ・議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

〔第31条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 川崎市住民投票条例の施行（平成21年度）

《自治推進委員会で確認した第28条～第31条に関する主な具体的取組事例》

- 自治基本条例の検討過程における参加の取組事例

○検討委員会への参加

- ・平成15年10月 検討委員会発足（学識委員4人、公募市民30人）
- ・平成16年 4月 検討委員会主催の市民討議会（中間報告会）
参加者約130名（市内2会場）
- 7月 検討委員会主催の報告書（案）市民討論会 参加者127名
※ポスターセッションやアンケート、インターネットを通じ約420件の意見

○市の説明会等への参加

- ・平成16年9月・10月 市主催の条例素案に関するタウンミーティング（7区で開催）
参加者延べ2,310名、136項目の質問
条例素案に対する市民意見募集 17通144項目

●他自治体における参加の取組事例

○無作為抽出による市民討議に関する事例

- ・総合計画づくりや自治基本条例の策定時における無作為抽出による市民意見の聴取（新宿区、杉並区）
- ・施設更新や、条例の運用状況に関しての市民意見の聴取（杉並区、札幌市）

○参加の仕組みの体系化に関する事例

- ・参加に係るイベント及び実施・スケジュールの一覧化（札幌市）

《第28条～第31条に関する審議の概略》

参加に関する取組については、主に、パブリックコメント手続制度について多くの意見が出された。特に、何の案件についてパブリックコメント手続を実施しているのか、パブリックコメント手続を実施した結果がどのように政策に反映されたのかが分かりにくい等の指摘がなされ、パブリックコメント制度の周知が課題であるとの意見が多く出された。

また、かわさき市民アンケートにおいて市政参加について尋ねた項目の結果を受け、参加の機会の整備についても意見交換を行ったところ、市民の参加を広く求めていくためには、参加することに慣れたり、参加の成功体験を広めたりする取組が有効であるとの意見や、若い世代の市政への関心を促すために、生活や学びの場において自治の意識や体験の場が必要ではないかとの意見などが出された。

その他、住民投票制度について、区レベルでの実施や区レベルでの市民意見の確認ができるような仕組みの構築の必要性などについての意見があったほか、審議会等における公募委員の就任状況等についても確認と意見交換を行った。

《参加に関する市民意識（平成24年度第2回かわさき市民アンケートによる調査結果）》

●川崎市自治基本条例や条例に基づく参加・協働に関する市民の意識などについて、全市的な状況を把握するため、アンケート調査を実施した。

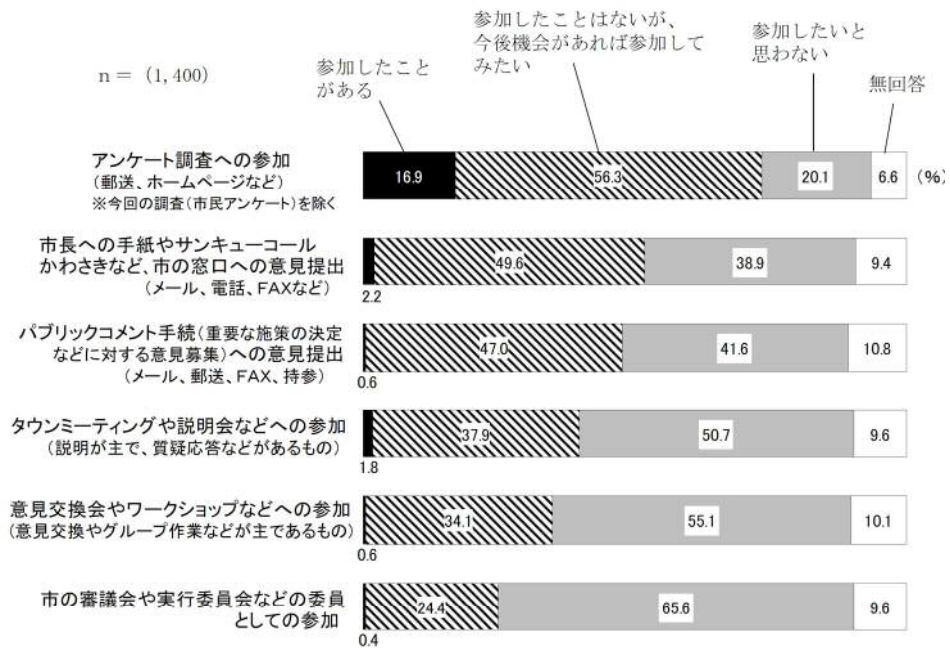
＜設問項目＞

- ・自治基本条例の認知度、自治基本条例の認知媒体、地域の課題解決のために望ましい公共的な役割の在り方、市政参加の方法、市政に参加したくない理由、市民等と行政が協働して行う取組・イベントへの参加状況、市民と行政の協働推進のために進めていくとよいと思うことについて（全7問）

＜調査結果概要（抜粋）＞

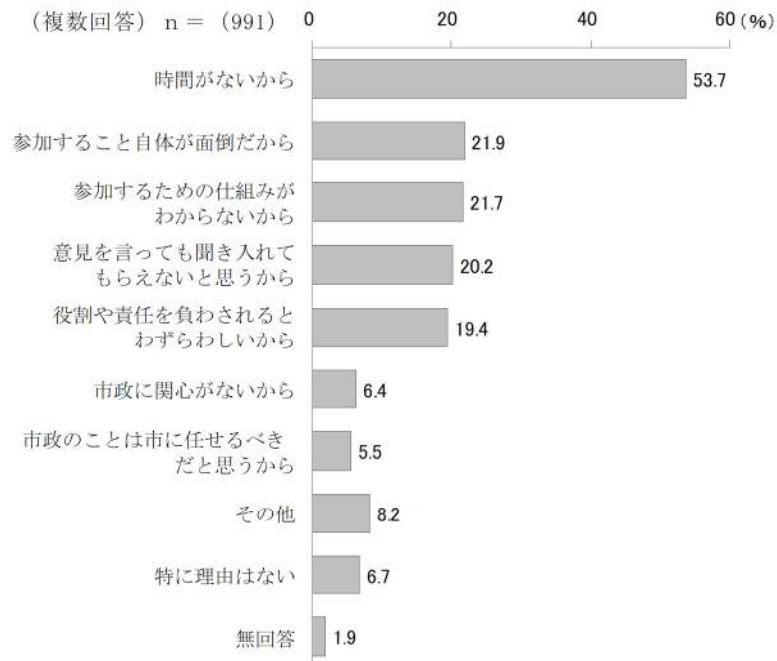
○市政参加の方法

問 市では、計画や条例、制度、施設をつくる時などに市民の意見を聴く機会や行政の考えを説明する機会を設けているほか、市政一般に対する問い合わせや意見、提案を受け付ける仕組みを設けています。あなたは、どのような方法で参加したことがありますか。また、今後参加してみたいと思いますか。



○「市政に参加したくない理由」

問 (参加したいと思わない)と回答した方にうかがいます。) 参加したくない理由は何ですか。



第32条 協働推進の施策整備等

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

説明

- ・市民との協働による市政の取組を通じての公共的な課題の解決が重要
- ・すでに地域で活動している市民活動や市民事業が支えられ、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められる。
- ・具体的には、市民活動支援指針をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整備するための施策の整備と体系化が必要

〔第32条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●協働型事業のルール策定（平成19年度）

- ・協働推進窓口の設置・推進
- ・協働型事業の推進に関する要綱の施行（平成20年度）
- ・市民及び職員対象の説明会及び研修の開催
- ・協働型事業の一覧及び事例集の作成、冊子・ホームページでの公表

<協働型事業の運営状況>

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
協働型事業の数	—	—	—	184	183	178	167	176

《自治推進委員会で取り上げた第32条に関する主な具体的取組事例》

●事業者との協働の主な取組事例

○特別緑地保全地区における企業等との協働による里山保全の取組

- ・「特別緑地保全地区」に指定された緑地（平成25年3月現在66地区）の内、市が所有する19地区については、地域の住民・市民活動団体等との協働により保全管理計画を策定し、里山管理活動に取り組んでいる。
- ・平成25年2月に、新たに「かわさき里山コラボに関する要綱」を定め、市と企業等が覚書を締結し、保全管理計画を策定する段階から協働により緑地保全を実施する取組を進めている。

○川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（平成24年9月設置）

- ・大規模地震等が発生した場合の川崎駅周辺における滞留者による混乱の抑制に向けた官民の連携強化の場として、協議会を設置（43機関が参加）

●地域課題解決に向けた区における協働の取組

○地域課題対応事業の実施

- ・区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業などを各区において実施。※7区で291事業（平成24年度）
- ・各区において地域課題の解決に向け、市民活動団体等から事業提案を募集し、行政と提案団体との協働により行う市民提案型事業を実施（各区において名称や実施内容は異なる。）

●地域におけるその他の主な取組事例

○川崎駅周辺地区商店街協定（平成24年3月締結）

- ・川崎駅前の12商店街が、「誰でも楽しく歩く街を形成する」ことを目的として、路上看板や路上での商品展示、放置自転車、客引き行為や荷捌き等について、協定を締結

《第32条に関する審議の概略》

協働に関する取組については、主に「協働型事業のルール」や社会状況の変化に合わせた協働の取組について多くの意見が出された。

「協働型事業のルール」については、行政と市民活動団体の双方がルールを認識した上で、役割分担と責任を明確にし、協定書を締結して共に地域課題解決にあたるのが重要との意見や、一方で、ルールが煩雑であることや「協働型事業のルール」の6つの原則全てを適用していない事例もあるなど、必ずしも現場で活用されていない現状もあることから、より簡便なルールの適用を行ってはどうかとの意見が出された。また、協働型事業のチェックシートの開発を行ったり、協働で行った事業の実施内容や成果の周知方法を工夫したりして、直接関わっていない市民にも連携の輪を広げていくなど、市民に関心を持ってもらえるような仕掛けの重要性が指摘された。

さらに、自治基本条例では、協働を行政と市民との取組として規定しているが、最近では民間における多様な協力や連携によるまちづくりという観点から、民間の主体同士の連携も対象とした上で「市民協働」等として条例で規定し、施策を推進している自治体もあるなどの意見や、今後このような「市民協働」の取組が増えていく中で、民間の団体の活動資金に関する議論などがますます重要となってくるとの意見も出された。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

説明

- ・自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働が、どのように制度や施策に生かされているかなど、自治運営の制度や仕組みの在り方を調査審議する。

〔第33条に関する制度・仕組み・運営状況〕

●自治推進委員会の運営

- ・第1期自治推進委員会の設置（平成19年2月～平成20年3月）
- ・第2期自治推進委員会の設置（平成20年11月～平成22年3月）
- ・第3期自治推進委員会の設置（平成22年11月～平成24年3月）
- ・第4期自治推進委員会の設置（平成24年12月～平成26年3月）

《第33条に関する審議の概略》

自治推進委員会が機能的に運営されていることに対する評価の意見のほか、今後の委員会のあり方として、毎年開催ではなく、間隔を空けて必要な時期に適切な審議項目を立てて委員会を設置してはどうかという意見や、各期で具体的なテーマを絞ってより深い調査審議を行ってはどうかという意見、この規定の趣旨を生かしていくためには、調査審議テーマや委員会の体制などを柔軟に捉えて、引き続き深い議論を行う場としていってはどうかなどの意見が出された。また、委員会を設置しない場合は、調査審議された内容を公表するというプロセスがなくなることで発生するデメリットがあるのではないかという意見も出された。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

説明

- ・市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たる。
- ・行政需要の多様化、政策課題の広域化など市における課題は、市単独では有効に解決できず、近隣の都市間連携による課題解決の重要性、必要性が増している。

〔第34条に関する制度・仕組み・運営状況〕

- 川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ（平成20年度）
- 「地方分権の推進に関する方針」策定（平成22年度）
- 「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」取りまとめ（平成25年度）
- 九都県市首脳会議、指定都市市長会、全国市長会等との連携による取組（国への施策提言や要望活動、調査研究等）
- 県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組

第3章 自治基本条例に基づく取組の 総合的な評価について

自治推進委員会での調査審議結果を踏まえた自治基本条例に基づく取組の総合的な評価として、今後、推進していくべき個別事項について取組状況を確認し、課題を整理した上で今後の方向性・提案の内容を記載しています。

1 参加に関する取組

(1) 取組状況の確認

- ① 川崎市では、自治基本条例に基づき、川崎市パブリックコメント手続条例や川崎市住民投票条例の施行、区民会議の設置など、市民が市政に参加する機会を保障するための制度の整備を行い、その適切な運営を行っている。また、市民アンケートやタウンミーティング、審議会等の市民委員の公募などの多様な参加の機会を整備している。
- ② 平成24年度のパブリックコメント手続の実施案件数は、行政計画が20件、条例等が29件で、それぞれの意見件数は、行政計画が974件、条例等が721件であった。
- ③ 平成24年度第2回かわさき市民アンケートにおいて、「参加」に係る項目として市政参加の方法、市政に参加したくない理由についてそれぞれ尋ねた。

(2) 課題

- ① パブリックコメント手続は、年間対象案件数や案件毎の意見数も異なるため、件数の多寡が直接的な問題となるわけではない。今後、パブリックコメント手続への参加を促していくには、前提として制度そのものや案件に対して市民の関心が高まることを必要とするが、手続に関する情報や結果の公表の周知方法に改善の余地があると思われる（5 情報共有（3）②に再掲）。
- ② 市民アンケートの結果からは、相対的にアンケート調査などへの参加経験や参加希望は高いものの、意見交換会や審議会等委員への参加経験や参加希望は低い傾向や、参加したくない理由などが確認された。参加手法に工夫が求められる。
- ③ 自治基本条例に基づく制度として整備・運営されている仕組み以外で市民意見を聴く手法や、市民の参加を得る機会については、全庁的な取組状況の把握がなされていない。

(3) 今後の方向性・提案

- ① パブリックコメント手続や区民会議など、自治基本条例に基づいて整備した参加の制度については、その参加手続について市民により分かりやすく広報するとともに、運営方法を工夫するなどして、より身近な区域での参加機会を拡充すること等が求められる。
- ② パブリックコメント手続の結果の公表について、市ホームページ等の活用に加えて、パブリックコメント手続に関する年次報告書を作成し、行政計画、条例等に市民の意見がどのように反映されたかをより分かりやすく公表するなどの工夫も一案である。
- ③ 自治基本条例に基づく制度のほか、市民が直接参加し、意見交換できる場を設けるなど、政策形成の様々な段階で市民意見を聴く機会を設け、それを分かりやすい形で広く情報提供する取組が引き続き求められる。また、現役世代など幅広い参加を期待するためにも、土日や夜間など柔軟な開催時間の検討も必要である。
- ④ 市民アンケートの結果からは、年代や参加手法によって参加への関心の傾向が異なることが分かる。市民意見を求める場合、市民が参加しやすい形での呼びかけや開催形態の工夫など、ソーシャルメディアの活用を含めて行い、幅広い世代や主体が参加しやすい場となるよう、多様な参加手法の導入などによる市民意見の反映を図っていくことも必要である。
- ⑤ 参加経験や参加希望の低い審議会等の委員の募集について、公募委員に求められる役割を丁寧に説明し、市民の参加意欲を触発する工夫を行うなど、「参加」の取組の拡大を期待したい。
- ⑥ さらに、「参加」に関する取組状況を全庁的に把握するとともに、具体的な参加の実践とその成果の事例を広く発信するなどの取組も必要である。

2 協働に関する取組

(1) 取組状況の確認

- ① 川崎市では、参加と協働の拠点である区役所を中心に「協働によるまちづくり」を進めている。具体的には、平成13年度策定の「市民活動支援指針」、平成19年度作成の「協働型事業のルール」のほか、各区の地域課題対応事業の取組など、協働の施策に沿った事業の運営がなされている。
- ② 自治基本条例の制定時と比べ、市民活動団体と行政の協働による取組がより日常的になっており、事業者による社会的責任（CSR）の取組の拡大や、大学の地域連携活動、市民間の連携・協力による地域課題解決に向けた取組が活発になっている。また、地域の市民活動団体等が指定管理者制度を活用して、まちづくりの主体となっているような例が見受けられるなど、地域社会で多様な主体が活動し、協力し合っ てまちづくりに取り組む動きが見られるようになってきた。

(2) 課題

- ① 行政と市民活動団体による協働型事業は、毎年170件前後実施されている。また、市民活動団体以外の市民との協働の取組は、協働型事業とは位置付けられていない。なお、「協働型事業のルール」を市民活動団体・職員双方が適用していない一部のケースでは、手続きの煩雑さ、6原則全てを遵守することへの負担感、あるいは、ルール自体の理解不足といった課題が挙げられている。
- ② 他都市では、地域における市民間の課題解決に向けた連携・協力等を「地域協働」や「市民協働」と位置付け、施策の推進や支援などを行っている例もある（3コミュニティ（2）③に再掲）。

(3) 今後の方向性・提案

- ① 「協働型事業のルール」について、市民活動団体の成長にもつながるよう、シンプルで分かりやすい制度としていくための検討や、市民活動団体以外への適用範囲の拡大についての検討など、現状の課題を整理し、より使いやすいものにしていくことが必要である。
- ② 「協働」に関する考え方を改めて整理し、行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など、地域で様々な取組を行っている主体があることを再認識し、協働の取組とはどのようなものを協働の当事者が理解することができるようにする必要がある。また、地域の中で多様な主体が連携・協力して活動している今日の状況を踏まえ、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進していく必要がある。
- ③ 市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、この点も、まず実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある（3コミュニティ（3）④に再掲）。市民活動支援指針改訂にあたっては、これらの現状と課題について十分踏まえることが求められる。
- ④ 市民及び行政職員双方が「協働」の考え方の理解を深めることができるような研修の実施などによる人材育成の取組や、職員間での地域課題の解決に向けた協働に関する適切な情報共有が必要である。特に、区役所の職員は、参加と協働の拠点としての区役所の役割を認識し、区民と直接対話し、交流しながら協働に取り組むとともに、地域におけるコーディネーターの役割を果たすことが期待される（再掲）。

3 コミュニティに関する取組

(1) 取組状況の確認

- ① 地域の課題が多様化・複雑化する中、誰もがいきいきと心豊かに暮らしていくためには、地域の幅広い世代や多様な立場の人々による交流や助け合いが不可欠である。また、東日本大震災の発生を契機に、地域における要援護者への支援など、地域コミュニティの役割の重要性が広く再認識され、地域コミュニティに対する期待、役割が高まっている。
- ② 川崎市では、町内会・自治会加入率が平成25年4月現在で65.5%となっており、低下する傾向にある。
- ③ 市民活動団体については、例えばNPO法人の認証数は平成26年1月末で332団体と増加している。
- ④ 川崎市では、地域コミュニティ活性化のため、地域コミュニティの核である「町内会・自治会」や、テーマ別に活動している「市民活動団体」への支援を行っている。また、まちづくりの観点からの地域コミュニティに対する支援や都市型コミュニティの活性化に向けた取組などを進めている。

(2) 課題

- ① 町内会・自治会は、地域の中心的な組織として様々な活動を行っているが、加入率の低下、役員の高齢化・固定化などの課題を抱えている。
- ② 市民活動団体についても、分野を超えた団体等のネットワークの構築や人材・人材育成機能、活動の支援者・参加者、活動資金の不足などの課題に直面している。
- ③ 他都市では、地域における市民間の課題解決に向けた連携・協力等を「地域協働」や「市民協働」と位置付け、施策の推進や支援などを行っている例もあるが（再掲）、川崎市で、このような取組をどのように把握し、また支援を行っていくのかは今後の検討課題である。
- ④ 地域コミュニティにおいて様々な主体が連携・協力して取組を行っていく際には、各主体の間をつなげるコーディネート役の必要性が高いものの、恒常的にコーディネート役がいるわけではない。

(3) 今後の方向性・提案

- ① 地域コミュニティの構成員には多様な主体が存在し、これまで地域コミュニティの活動を主に担ってきた町内会・自治会だけでなく、地区社会福祉協議会、小・中学校など、幅広い主体を交えた仕組みづくりが必要である。
- ② 町内会・自治会の取組への関心を高めてもらうために、果たしている役割の説明や幅広い世代の人々の参加を促していくための工夫が求められている。また、地域コミュニティの課題について住民や関係者が意見を出し合って検討していく場が必要であり、区民会議では対象区域が広すぎることから、地域教育会議の活用や、より小さな地域（小学校区など）で協議する場を設けることも今後の検討課題の一つである。
- ③ より地域に身近な区役所が率先して地域におけるコーディネーターの役割を果たすことが求められる（2協働（3）④へ再掲）。また、中間支援組織などもその役割を担うことが期待される。更に、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員など地域におけるコーディネート活動の実態を踏まえ、コーディネート役を地域で発掘し、育む仕組みの検討が必要である。
- ④ 市民間における連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、この点も、まず実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある（再掲）。
- ⑤ 川崎市では、平成20年に地域コミュニティ施策の推進を図るために、「都市型コミュニティの検討」を行っているが、市民活動支援指針の検討と併せ、地域コミュニティ活性化連携モデル事業の実施結果の検証等を踏まえた地域コミュニティ施策推進の方向性についての検討も望まれる。

4 区民会議に関する取組

(1) 取組状況の確認

- ① 区民会議設置当初は、区民会議条例の設置目的にあるとおり、調査審議が中心となっていたが、現在第4期目を迎える中で、区民会議発の活動や行政と協働した取組の実施など、調査審議から審議内容の実践へと区民会議の位置付けも変化してきている。
- ② 区民会議の運営については、公募や団体委員などの委員構成や部会の設置状況（運営部会があるなど）が区によって異なり、それぞれ特色ある運営を行っている。また、委員の選定方法（団体推薦委員や公募委員等）や関心分野なども多様である。
- ③ 区民会議委員にとっては、区民会議に参加することで、新たなネットワークの形成や他の団体の取組状況を知ることができるなどのメリットがある。

(2) 課題

- ① 区民会議の認知度については、平成23年度第2回かわさき市民アンケートでは約2割であり、市民の関心が低い。毎年、区民会議委員の交流の場として開催している区民会議交流会における意見交換でも、区民会議の認知度向上に向けた更なる取組の必要性が指摘されている。
- ② 区民会議交流会では、区民会議のあり方について様々な意見・課題が出されている。今後は、交流にとどまらずより深い議論ができる場として期待されている。

(3) 今後の方向性・提案

- ① 調査審議、提案から課題解決の取組の実践へと区民会議の活動の幅が広がる中で、報告だけで終わらせることなく、具体的に事業を実行していくための仕組みづくり（例として次のようなもの）が必要である。
 - ・委員選出団体にとどまらない各種団体と連携した具体的な課題解決の取組
 - ・区民会議とまちづくり推進組織との情報共有・連携
 - ・区役所事業における区民会議関連事業の明確な位置付け（見える化）
- ② 区民会議の認知度向上のために、地域メディアの積極的な活用や、役割・成果等を区民に見える形で情報提供を行うなど工夫を凝らすことが必要である。また、区民が広く関心を持つ課題を審議テーマに設定することも必要ではないか。
- ③ 区民会議の運営方法や委員構成、調査審議内容は、区ごとに異なっている。上記①、②に示したような内容も含め、これまでの各区の区民会議の運営上の課題や委員の役割及び任期、区民会議参与の位置付け等、区民会議の仕組み自体を整理し、今後のあり方について検討するなどの機会を設けてはどうか。

5 情報共有に関する取組

(1) 取組状況の確認

- ① 自治基本条例制定以降、情報共有の取組として、総合コンタクトセンターの設置・運営や地域ポータルサイトの活用、ソーシャルメディアガイドラインの作成、市ホームページリニューアルなどに取り組んできた。また、現在、メールマガジンやソーシャルメディアなど、インターネットを活用した情報発信も行われている。
- ② 情報提供の視点からは、全市レベルだけではなく、区レベルでも区民会議の意見等を参考に、広報誌等を活用して区民目線による的確な情報提供を行っている事例がある。

(2) 課題

- ① 自治基本条例上の情報共有の意義について、市民の暮らしの利便性を高めるだけではなく、参加や協働の前提ともなっていることを再認識する必要がある。必要な情報が必要な人に届くように、分かりやすい形で区レベル、市レベルで届けることは重要なことである。

(3) 今後の方向性・提案

- ① 市からの情報提供に当たっては、世代や関心分野などに応じて、様々な手法により情報発信を行っていくことが必要であり、紙媒体、ホームページなどの従来手法に加えて、ソーシャルメディアなどインターネットの更なる活用が求められる。
- ② 今後、市政への参加を促していくには、前提として制度そのものや案件に対して市民の関心が高まることを必要とするが、手続に関する情報や結果の公表の周知方法の改善を行っていくことも必要である（再掲）。
- ③ 市政参加に関するフォーラムや、市民生活に直接関わるテーマで行政と市民との対話の機会を設定するなど、市民が市政を身近に感じ、「参加」することで成果があるという実感を持ってもらうような工夫が求められる。
- ④ 地域課題の解決に向けた取組事例などを積極的に発掘し、庁内で情報共有するとともに、その情報を効果的に地域へ情報発信することで地域の課題解決につなげていくことが求められる。

